

普通徴収（本人納付）に切替するとき

※黄色の枠内についてご記入ください

徴収に係る給与所得者異動届出書

指定番号：不明な場合は空欄

加東市長 宛		所在地		氏名		4年度 特別徴収 指定番号 宛名番号	
年 月 日 提出		名称		電話		5年度 特別徴収 指定番号 宛名番号	
給与所得者		フリガナ		異動年月日		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
氏名		新姓		年 月 日		1 振動・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外	
生年月日		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	
個人番号		円		月分から 月分まで 円		円	
住所		円		円		円	
現在		円		円		円	
異動後		円		円		円	

あつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。
退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合で

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地	特別徴収 指定番号
名称	フリガナ	

(ア) 特別徴収税額…給与所得者の年間の住民税額
(イ) 徴収済税額…給与から天引き済の金額
(ウ) 未徴収税額…(ア) - (イ) 徴収できなかった金額

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。	徴収予定額(ウ)と同額	円
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。

③普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	点 検
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。	
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。	
3 死亡による退職のため。	

旧特別徴収 処理欄	4年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点 検
	5年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点 検

記載
注意
等

- 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- この用紙は1部提出してください。
- 異動により給与等を支給しなくなった場合、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支給報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。
- 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは市へお問い合わせください。

※退職者については、この異動届出書のほか給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。